

沖縄海区漁業調整委員会指示22第2号

沖縄海区におけるマチ類資源の保護培養を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成22年4月2日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 桃 原 仁 一

(定義)

- 1 この指示において「ひき縄づり」とは、釣糸及び釣針を有する漁具を船舶によってひきまわして行う釣漁法をいう。

(保護区の設定)

- 2 次の表の中欄に掲げる保護区域内において、それぞれ同表の右欄に掲げる保護期間中は、ひき縄づり以外の漁法を行ってはならない。ただし、試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

保護区の名称	保護区域	保護期間
イチャビラー	次に掲げる各地点を順次に結んだ線により囲まれた区域 (世界測地系) A：北緯26度37.0分、東経128度18.0分 B：北緯26度35.5分、東経128度20.0分 C：北緯26度32.5分、東経128度17.0分 D：北緯26度34.0分、東経128度15.0度	7～9月
北タイキュウソネ	次に掲げる各地点を順次に結んだ線により囲まれた区域 (世界測地系) A：北緯25度55分、東経126度35分 B：北緯25度55分、東経126度49分 C：北緯25度47分、東経126度49分 D：北緯25度47分、東経126度35分	5～11月
水納北	次に掲げる各地点を順次に結んだ線により囲まれた区域 (世界測地系) A：北緯24度57.5分、東経124度35.0分 B：北緯24度57.5分、東経124度50.0分 C：北緯24度50.0分、東経124度50.0分 D：北緯24度50.0分、東経124度35.0分	1～6月

第2 多良間堆東	次に掲げる各地点を順次に結んだ線により囲まれた区域 (世界測地系) A：北緯24度40分、東経125度00分 B：北緯24度40分、東経125度05分 C：北緯24度32分、東経125度05分 D：北緯24度32分、東経125度00分	周年
沖ノ中ノソネ	次に掲げる各地点を順次に結んだ線により囲まれた区域 (世界測地系) A：北緯24度09分、東経123度04分 B：北緯24度09分、東経123度21分 C：北緯24度00分、東経123度21分 D：北緯24度00分、東経123度04分	1 1～3月

(指示の有効期間)

- 3 この指示の有効期間は、平成22年4月2日から平成23年4月30日までとする。